

# 新ひだか町上水道事業

## 令和3年度水質検査計画

### 水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合していることを確認するため不可欠なものです。  
水質検査計画は、水質検査の適正化を確保するために、検査項目等を定めた  
ものです。

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点
4. 水質検査項目及び検査頻度、採水地点及びその理由
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査の方法
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. その他

## 1. 基本方針

- (1) 水質検査は、水質基準が適用される蛇口に加え、水源も行います。
- (2) 検査項目は安全及び法令を充分考慮して選定いたします。
- (3) 検査頻度は安全及び法令を充分考慮して定めます。
- (4) 水源に汚染等がおこらないよう常時監視をおこないます。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 給水状況

給水状況は、下記の通りです。

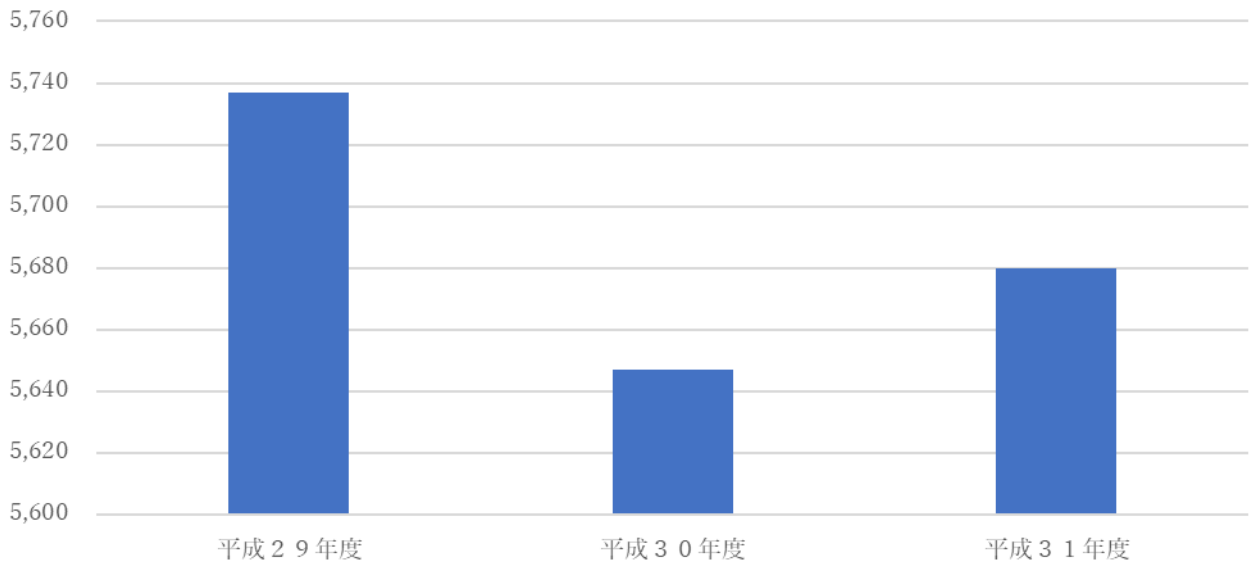
区 分	内 容
事業体の名称	新ひだか町水道事業
給水区域	新ひだか町上水道給水区域内
計画目標年度	平成22年度
計画給水人口	22,100人(平成31年度末給水人口 17,350人)
計画1日最大給水量	9,400 <sup>m</sup> (平成31年度実績1日最大給水量 7,331 <sup>m</sup> )
1日平均給水量	7,712 <sup>m</sup> (平成31年度実績 5,680 <sup>m</sup> )

### (2) 浄水施設

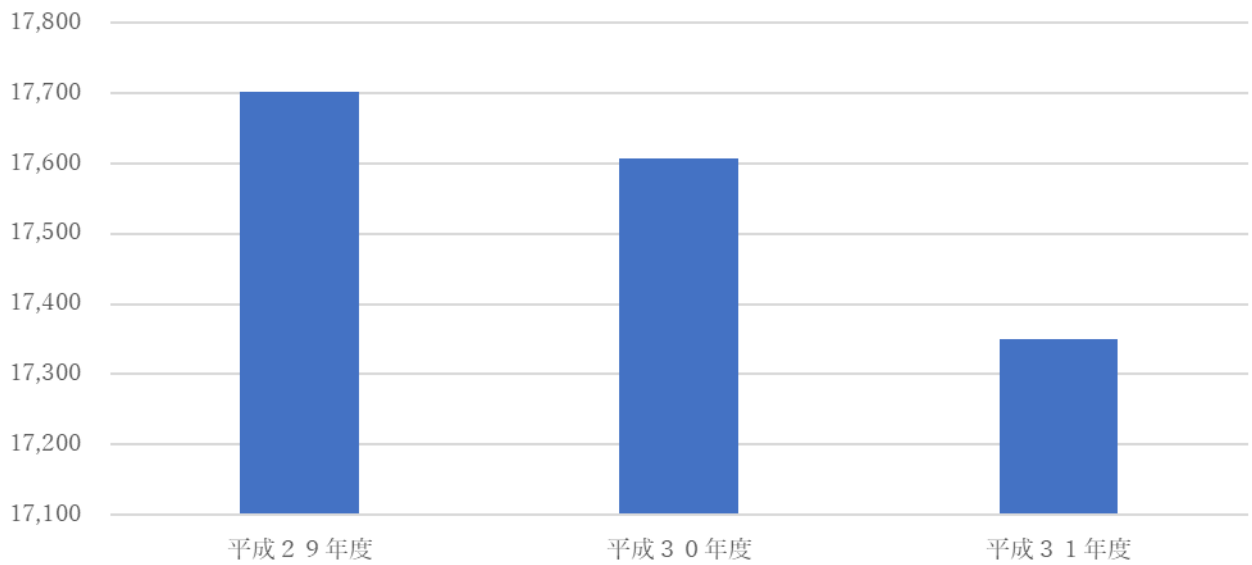
浄水場は1カ所あります。

浄水場名	神森浄水場
水源	浅井戸
水利権 ( <sup>m</sup> /日)	井戸水のため無し
主な浄水処理方法	塩素消毒
主な浄水処理薬品 消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム

1日平均給水量 (m<sup>3</sup>/日)



給水人口 (人)



### 3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

原水の状況

(1) 原水水質で留意すべき状況  
次表に示す。

浄水場名	神森浄水場
原水の汚染要因	流域田畑で使用されている農薬
水質管理上注意すべき項目	農薬類
	一般細菌
	大腸菌
	濁度
浄水場使用薬品及び資機材からの由来で注意すべき項目	臭素酸、塩素酸（次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含有する）

(3) 水道水の状況（浄水）

今までの水質検査結果から、神森浄水場では、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水をお届けしております。

## 4. 水質検査項目及び検査頻度、採水地点及びその理由

適用範囲 新ひだか町上水道

適用期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

### (1) 水質基準が適用される（浄水）水質検査項目と検査頻度

#### 1. 水質検査項目

法令に基づく水質検査表（1）蛇口において水質基準項目（51項目）の水質検査を行います。なお、法令に基づく水質検査表（2）の1日1回行う検査についても検査を行います。

#### 2. 検査頻度

検査頻度の決定については、水道法施行規則第15条第1項の3により行いました。

ア 法令に基づく水質検査表の（1）のうち、濃度が1/10以下の場合3年に1回まで緩和することができる項目については水質が安定し良好であることから検査を3年に1回行います。（次回令和4年度実施）

イ 法令に基づく水質検査表の（1）の項目1, 2, 11, 34, 38, 46～51の検査は、毎月1回行います。（一般検査）

ウ 法令に基づく水質検査表の（1）の項目10, 21～31の検査は、年4回行います。（消毒副生成物検査）

エ 法令に基づく水質検査表の（1）の項目39, 40, 44の検査は、年4回行います。

オ 法令に基づく水質検査表の（1）の項目8の検査は、年4回行います。（令和2年度より基準値変更0.05mg/l→0.02mg/l）

カ 法令に基づく水質検査表の（2）の色、濁り、消毒の残留塩素効果（残留塩素）の検査は1日1回行います。

キ より安全な水を供給するため管理目標設定項目表（3）の内、水源及び新たに追加になった項目を考慮して1～3, 8, 9, 13, 14, 18, 19, 21～23, 27～31の17項目の検査を、年1回行います。また、15の農薬類については、使用状況等を考慮し項目を選定のうえ、検査を行います。

### (2) 原水の水質検査項目と検査頻度

#### 1. 水質検査項目

法令に基づく水質検査表（1）において水質基準項目のうち厚生労働省課長通知に基づき消毒副生成物21～31と48（味）を除く39項目の水質検査を行います。

## 2. 検査頻度

ア 法令に基づく水質検査表の（１）の項目３９項目は年１回行います。

イ クリプトスポリジウム等指標菌検査（大腸菌数・嫌気性芽胞菌数）を年４回行います。

ウ より安全な水を供給するため管理目標設定項目表（３）の内、水源及び新たに追加になった項目を考慮して１～３，５，８，９，１９～２３，２７，２９の１３項目の検査を、年１回行います。また、１５の農薬類については、使用状況等を考慮し項目を選定のうえ、検査を行います。

法令に基づく水質検査表  
水質検査表（１）水質基準

項目	基準値	原則頻度	法的検査回数減	項目の概要	
1 一般細菌	100個/ml	月1回	月1回	病原微生物	健康に関する項目
2 大腸菌	不検出	年4回	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる。*1	金属類	
3 カドミウム及びその化合物	0.003				
4 水銀及びその化合物	0.0005				
5 セレン及びその化合物	0.01				
6 鉛及びその化合物	0.01				
7 ヒ素及びその化合物	0.01				
8 六価クロム化合物	0.02				
9 亜硝酸態窒素	0.04				
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	年4回	年4回	無機物質・消毒副生成物	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	年4回	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる。*1	有機物	
12 フッ素及びその化合物	0.8				
13 ホウ素及びその化合物	1				
14 四塩化炭素	0.002				
15 1,4-ジオキサン	0.05				
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				
17 ジクロロメタン	0.02				
18 テトラクロロエチレン	0.01				
19 トリクロロエチレン	0.01				
20 ベンゼン	0.01				
21 塩素酸	0.6	年4回	年4回	消毒副生成物	
22 クロロ酢酸	0.02				
23 クロロホルム	0.06				
24 ジクロロ酢酸	0.03				
25 ジブロモクロロメタン	0.1				
26 臭素酸	0.01				
27 総トリハロメタン	0.1				
28 トリクロロ酢酸	0.03				
29 ブロモジクロロメタン	0.03				
30 ブロモホルム	0.09				
31 ホルムアルデヒド	0.08	年4回	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる。*1	金属類	性状に関する項目
32 亜鉛及びその化合物	1				
33 アルミニウム及びその化合物	0.2				
34 鉄及びその化合物	0.3				
35 銅及びその化合物	1				
36 ナトリウム及びその化合物	200				
37 マンガン及びその化合物	0.05				
38 塩化物イオン	200				
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	年4回	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる。*1	無機物	
40 蒸発残留物	500				
41 陰イオン界面活性剤	0.2	藻の発生時期月回	藻の発生時期月1回	有機物	
42 ジェオスミン *1	0.00001				
43 2-メチルイソボルネオール *1	0.00001				
44 非イオン界面活性剤	0.02	年4回	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる。*1	その他	
45 フェノール類	0.005				
46 有機物(TOC)	3	月1回	月1回	その他	
47 pH値	5.8~8.6				
48 味	異常でない				
49 臭気	異常でない				
50 色度	5度				
51 濁度	2度				

\*1 基準値の1/10以下で原水に変動がない場合は、3年に1回、1/5以下の場合は年1回。

## 水質検査表（2） 1日1回行う検査

	1日1回行う検査項目	評 価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の塩素効果(残留塩素)	0.1mg/l以上

## 管理目標設定項目検査表(3)

	項 目	目 標 値
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/l以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/l以下(暫定)
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/l以下(暫定)
4	欠番	—
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
6	欠番	—
7	欠番	—
8	トルエン	0.4mg/l以下
9	フタル酸ジエチルヘキシル	0.1mg/l以下
10	亜塩素酸	0.6mg/l以下
11	欠番	—
12	二酸化塩素	0.6mg/l以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l以下(暫定)
14	抱水クロラール	0.02mg/l以下(暫定)
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下
16	残留塩素	1mg/l以下
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/l以上100mg/l以下
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/l以下
19	遊離炭酸	20mg/l以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下
21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/l以下
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下
23	臭気強度(TON)	3以下
24	蒸発残留物	30mg/l以上200mg/l以下
25	濁度	1度以下
26	pH値	7.5程度
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/l以下
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)ペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として、0.00005mg/l以下(暫定)



## 採水地点

### 新ひだか町上水道

浄水（給水栓水）	
採水地点	日高郡新ひだか町東静内 5 1 番地 消防東静内分遣所
選定理由	給水区域の内、末端地域であり、水道水質把握の代表的な場所である。また、公共の施設であり、常時採水が容易なことから。
原水（水道水源）	
採水地点	日高郡新ひだか町静内神森 1 8 2 番地 2 神森浄水場 流量計室 原水取水口
選定理由	浄水場に取り水した原水で水質の把握の代表的な水であることから。

## 5. 臨時の水質検査

次のような水質変化等が発生した場合は、直ちに水質検査を実施し、水質異常が終息し、安全が確認されるまで行います。

- (1) 水源に著しく変化が見られたとき。
- (2) 給水栓水に異常が認められたとき。
- (3) 災害等発生時。
- (4) 必要があると認められたとき。

## 6. 水質検査の方法

### 1日1回行う検査項目

新ひだか町上下水道課の職員で行います。

1. 残留塩素の測定は残留塩素計で行います。
2. 色、濁りは外観目視で行います。

### 定期検査

水道法第20条厚生労働大臣登録機関に依頼します。

委託先 : 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター

### 試料の採水及び運搬

試料の採水及び運搬は受託者が試料取扱標準作業書に従い採水し、速やかにクーラーボックスに入れ氷冷し破損防止の措置をして受託者が運搬する。(道央自動車道及び日高自動車道を使用およそ3時間)

また、臨時検査等必要に応じて受託者の検査員が採水を行う場合がある。

### 委託した検査の実施状況の確認方法

1. 検査結果のバックデータ (必要に応じて提出)
2. 内部・外部精度管理
3. 標準作業書

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表

- ・水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、上下水道課窓口及びHPで公表いたしますので、ご意見をお寄せ下さい。
- ・ご意見は今後の水質検査計画策定に当たり参考とさせていただきます。
- ・検査結果を基に、必要があれば検査計画を見直していきます。
- ・水質検査結果についても、新ひだか町上下水道課窓口及びHPで公表します。

## 8. その他

- (1) 常に安全で満足してもらえる水道水を供給いたします。
- (2) 水道水質の信頼性を確保するため、関係する検査機関と連携して技術の向上に努めます。
- (3) 水道事故等が発生したときは、保健所、検査機関と連携し早期の復旧につとめます。
- (4) 住民の疑問点、不明点につきましては早急に対応いたします。

お問い合わせ先

〒056-8650

日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号  
新ひだか町産業建設部上下水道課技術グループ  
TEL 0146-49-0297 (直通)